

平成20年度社会保険事業計画中間時点での取組状況

平成20年度に達成すべき目標	20年度前期の主な取組状況	20年度後期の主な取組	数値目標・計画数値		
			事項	20年度計画	20年9月末現在
<p>1 年金記録問題への対応</p> <p>【目標】 年金記録問題への対応については、国民の視点に立って、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会取りまとめ)、「年金記録問題に関する今後の対応」(平成20年1月24日)等に基づき着実に実施する。</p>	<p>○ 政府・与党取りまとめ等に基づき、「ねんきん特別便」を順次送付しており、9月末現在で、約8,800万人に送付し、約4,500万人から回答をいただいた。</p> <p>○ また、4月12日から9月末まで全ての土日において、社会保険事務所等における相談対応を実施するなど、相談・広報を実施した。</p> <p>○ さらに、「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組み、平成18年6月に約5,000万件あった未統合記録のうち、約750万件が統合された。</p>	<p>○ 10月以降、残る約2,000万人に「ねんきん特別便」を送付し、全ての受給者・加入者に記録を確認していただく。</p> <p>○ このほか、未統合記録の解明・統合等、引き続き、政府・与党取りまとめ等に基づき、年金記録問題への対応を進める。</p>			
<p>2 適用事務に関する事項</p> <p>(1)国民年金の適用の適正化</p> <p>【目標】 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。</p>	<p>○ 事業主説明会や公共職業安定所での雇用保険受給者初回説明会等を活用して企業退職時において必要となる種別変更手続の周知を実施した。</p> <p>○ 厚生年金保険等の被保険者である国民年金第2号被保険者又はその被扶養配偶者である第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者であって、種別変更届の届出がない者については、届出勧奨を行っても種別変更の届出がない場合には職権により種別変更処理を行った。</p> <p>○ 企業等に就職したとして第1号被保険者の資格喪失の届出があった者について、一定期間(6ヶ月程度)を経過してもなお、企業等から第2号被保険者の届出がない場合、第1号被保険者の資格喪失の届出が適正であったか否かについて確認を促す通知を行い、適正な届出でないことが確認された際には資格喪失の取消を行った。</p>	<p>○ 前期と同様に届出周知、職権適用等の取組を推進する。</p>			

	<p>(2)厚生年金・健康保険・船員保険の適用の適正化 【目標】 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所(船員保険は船舶所有者)の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出の促進、適正な事務処理の徹底を図る。 〔数値目標〕 重点加入指導実施事業所数 :前年度を上回る</p>	<p>〈未適用事業所の適用促進〉 ○ 未適用事業所を的確に把握し、継続的な加入指導の管理を徹底するために、民間委託業者と適切に連携し、また、事蹟管理システムを活用した。 ○ 未適用事業所の解消を推進するために、重点的な加入指導の対象事業所(文書や訪問による加入勧奨を実施しても加入の届出を行わない10人以上の事業所等)への計画的な加入指導や立入検査による職権適用を推進した。 ○ 適用対策を計画的かつ総合的に進めるため、地方社会保険事務局及び社会保険事務所ごとに取組目標及び具体的な計画等を定めた行動計画を策定し、これに基づく適用対策を推進した。</p> <p>〈適用事業所に対する事業所調査の実施〉 ○ 地方運輸局、公共職業安定所などの行政機関からの情報提供等により、届出が適正に行われていない疑いのある事業所、届出漏れが多いと思われる業種や短時間就労者、外国人労働者等を多く使用する事業所に対し重点的に事業所調査を実施した。</p>	<p>○ 民間委託業者と連携し、引き続き取組を推進する。 ○ 引き続き、重点的な加入指導、職権による適用を推進する。 ○ 引き続き、行動計画に基づく取組により、適用の適正化を推進する。 ○ 引き続き、重点的な事業所調査を実施する。</p>	計 画 数 値	<table border="1"> <tr> <td>訪問勧奨実施事業所数 (厚生年金・健康保険)</td> <td>前年度を上回る</td> <td>300所</td> </tr> <tr> <td>重点加入指導実施事業所数 (厚生年金・健康保険)</td> <td>前年度を上回る</td> <td>966所</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業所調査効果件数</td> <td>資格得喪関係 厚生年金</td> <td>前年度を上回る 3,149所</td> </tr> <tr> <td>健康保険</td> <td>前年度を上回る 2,493所</td> </tr> <tr> <td>標準報酬月額関係 厚生年金</td> <td>前年度を上回る 6,083所</td> </tr> <tr> <td>健康保険</td> <td>前年度を上回る 5,776所</td> </tr> </table>	訪問勧奨実施事業所数 (厚生年金・健康保険)	前年度を上回る	300所	重点加入指導実施事業所数 (厚生年金・健康保険)	前年度を上回る	966所	事業所調査効果件数	資格得喪関係 厚生年金	前年度を上回る 3,149所	健康保険	前年度を上回る 2,493所	標準報酬月額関係 厚生年金	前年度を上回る 6,083所	健康保険	前年度を上回る 5,776所
訪問勧奨実施事業所数 (厚生年金・健康保険)	前年度を上回る	300所																		
重点加入指導実施事業所数 (厚生年金・健康保険)	前年度を上回る	966所																		
事業所調査効果件数	資格得喪関係 厚生年金	前年度を上回る 3,149所																		
	健康保険	前年度を上回る 2,493所																		
	標準報酬月額関係 厚生年金	前年度を上回る 6,083所																		
	健康保険	前年度を上回る 5,776所																		
<p>3 保険料等収納事務に関する事項</p>	<p>(1)国民年金の収納率の向上 【目標】 国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。 平成20年度においては、現年度分保険料の納付率80%の目標達成に向けて最大限努力するとともに、平成18年度分保険料の最終的な納付率が平成17年度分保険料の最終的な納付率を上回るよう努める。 なお、納付率向上の取組に関する目標と評価について、引き続き、次の点の検討を進め、平成20年度中に考え方を明らかにする。 ① 未納者の具体的状況や属性(所得、</p>	<p>○ 平成20年9月末現在の現年度分納付率は、58.8%となっており、前年同期を1.6ポイント下回った。 一方、平成18年度分保険料の納付率は70.0%(+0.9ポイント)、平成19年度分保険料の納付率は65.7%(+4.8ポイント)と平成19年度末時点から増加した。 ○ 年金記録問題への対応を最優先としつつ、経費の効率的な執行、収納対策の効率的・効果的な実施を図るため、実施すべき時期が概ね定まっている対策及び定型的に実施すべき対策について、全国的に実施することとし、その上で社会保険事務局・事務所毎の地域性や未納者属性を考慮した独自の対策を実施し、納付状況の改善に努めた。 また、納付督促については、進捗管理</p>	<p>○ 年金記録問題への対応を最優先としつつ、納付実績の向上に向けた取組体制を確立するとともに、現状を踏まえた行動計画の見直しを行い、効率的・効果的な対策を着実に実施する。 ○ 強制徴収についても、各社会保険事務所において、専任体制を堅持した上で平成19年度以前着手分の整理を重点的に実施する。 ○ 平成20年10月から新たに90ヶ所の社会保険事務所で市場化テストを実施する。また、納付実績の向上を図るため、受託事業者が適正かつ確実な納付督促を行うよう適切な指導・監督を行うとともに、協力連携をより円滑に行うことによる効果的な対策を引き続き実施する。 ○ 年末特別対策として、現年度にのみ未納を有する者に対する納付書送付による</p>	計 画 数 値	<table border="1"> <tr> <td>催告状発行件数</td> <td>495万件 平成20年度行動計画</td> <td>305万件 (年間計画の61.6%) (20.5~20.9月実施分)</td> </tr> <tr> <td>電話納付督促件数</td> <td>293万件 平成20年度行動計画</td> <td>109万件 (年間計画の37.2%) (20.5~20.9月実施分)</td> </tr> <tr> <td>戸別訪問件数</td> <td>1,072万件 平成20年度行動計画</td> <td>522万件 (年間計画の48.7%) (20.5~20.9月実施分)</td> </tr> <tr> <td>最終催告状発送件数</td> <td>49,800件 平成20年度行動計画</td> <td>832件 (年間計画の1.7%) (20年9月末)</td> </tr> <tr> <td>保険料納付月数</td> <td>112,684,711月 平成20年度行動計画</td> <td>43,919,674月 (年間計画の39.0%) (20.4~20.8月分)</td> </tr> </table>	催告状発行件数	495万件 平成20年度行動計画	305万件 (年間計画の61.6%) (20.5~20.9月実施分)	電話納付督促件数	293万件 平成20年度行動計画	109万件 (年間計画の37.2%) (20.5~20.9月実施分)	戸別訪問件数	1,072万件 平成20年度行動計画	522万件 (年間計画の48.7%) (20.5~20.9月実施分)	最終催告状発送件数	49,800件 平成20年度行動計画	832件 (年間計画の1.7%) (20年9月末)	保険料納付月数	112,684,711月 平成20年度行動計画	43,919,674月 (年間計画の39.0%) (20.4~20.8月分)
催告状発行件数	495万件 平成20年度行動計画	305万件 (年間計画の61.6%) (20.5~20.9月実施分)																		
電話納付督促件数	293万件 平成20年度行動計画	109万件 (年間計画の37.2%) (20.5~20.9月実施分)																		
戸別訪問件数	1,072万件 平成20年度行動計画	522万件 (年間計画の48.7%) (20.5~20.9月実施分)																		
最終催告状発送件数	49,800件 平成20年度行動計画	832件 (年間計画の1.7%) (20年9月末)																		
保険料納付月数	112,684,711月 平成20年度行動計画	43,919,674月 (年間計画の39.0%) (20.4~20.8月分)																		

<p>期間、住所の有無、納付意向(拒否の有無)などを明らかにし、実施機関として保険料徴収に取り組む対象範囲を明確にした上で、未納者の属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目安を設定することについて引き続き検討する。</p> <p>② 未加入者数の推移など納付率の算定の前提に影響を与える諸条件についてこれまでの状況を整理し、これらの条件を織り込んだ納付率を明らかにした上で、目指すべき目標の在り方を引き続き検討する。</p>	<p>を徹底し着実に実施するとともに、実施結果、納付状況を踏まえた計画の見直しを行い、より効果的な対策を実施することとした。</p> <p>○ 市場化テストについては、公共サービス改革法に基づく事業として、平成19年10月から95ヶ所の社会保険事務所において実施しており、納付実績の向上を図るため、受託事業者が適正かつ確実な納付督促を行うよう適切な指導・監督を行うとともに、協力連携をより円滑に行うよう取り組んだ。</p> <p>〈参考〉市場化テストによる納付督促件数 5,093,220件(20.5～20.9月実施分) ※ 上記件数は右記計画数値(催告状発行件数、電話納付督促件数及び戸別訪問件数)に含んでいない。</p>	<p>納付勧奨を行い、納付月数の増加を図る。</p>	<table border="1"> <tr> <td>保険料納付対象月数</td> <td>174,398,660月 平成20年度行動計画</td> <td>74,699,702月 (年間計画の42.8%) (20.4～20.8月分)</td> </tr> <tr> <td>申請免除件数 (法定免除を除く)</td> <td>2,063,234件 平成20年度行動計画</td> <td>1,503,080件 (年間計画の72.9%) (20年9月末)</td> </tr> <tr> <td>若年者納付猶予件数</td> <td>378,061件 平成20年度行動計画</td> <td>261,659件 (年間計画の69.2%) (20年9月末)</td> </tr> <tr> <td>学生納付特例件数</td> <td>1,611,917件 平成20年度行動計画</td> <td>1,248,478件 (年間計画の77.5%) (20年9月末)</td> </tr> </table>	保険料納付対象月数	174,398,660月 平成20年度行動計画	74,699,702月 (年間計画の42.8%) (20.4～20.8月分)	申請免除件数 (法定免除を除く)	2,063,234件 平成20年度行動計画	1,503,080件 (年間計画の72.9%) (20年9月末)	若年者納付猶予件数	378,061件 平成20年度行動計画	261,659件 (年間計画の69.2%) (20年9月末)	学生納付特例件数	1,611,917件 平成20年度行動計画	1,248,478件 (年間計画の77.5%) (20年9月末)																							
保険料納付対象月数	174,398,660月 平成20年度行動計画	74,699,702月 (年間計画の42.8%) (20.4～20.8月分)																																				
申請免除件数 (法定免除を除く)	2,063,234件 平成20年度行動計画	1,503,080件 (年間計画の72.9%) (20年9月末)																																				
若年者納付猶予件数	378,061件 平成20年度行動計画	261,659件 (年間計画の69.2%) (20年9月末)																																				
学生納付特例件数	1,611,917件 平成20年度行動計画	1,248,478件 (年間計画の77.5%) (20年9月末)																																				
<p>(2)厚生年金・健康保険・船員保険の徴収対策の推進</p> <p>【目標】</p> <p>厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主(船員保険は船舶所有者)に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>〔数値目標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料収納率 厚生年金保険：98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 政府管掌健康保険：98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 船員保険：92%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 ・ 口座振替実施率 厚生年金保険：84%以上 政府管掌健康保険：85%以上 船員保険：57%以上 <p>(注)上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定(繰越)額の合計額に対する当年度の収納額の割合</p>	<p>〈納期内納入の励行指導等〉</p> <p>○ 納期内納入の励行指導として、口座振替による保険料納付の促進を図るとともに、滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分を実施した。</p> <p>○ 計画的かつ確実に保険料収納率の向上を図るため、地方社会保険事務局及び社会保険事務所ごとに取組目標及び具体的な計画等を定めた行動計画を策定し、これに基づく徴収対策を実施した。</p> <p>〈労働保険との徴収事務一元化の推進〉</p> <p>○ 社会保険・労働保険徴収事務センターにおける届出の受付、滞納整理の実施など、事務の一元化を推進した。</p>	<p>○ 年度末に向け、引き続き取組を推進する。</p> <p>○ 引き続き、行動計画に基づく取組により、適正な滞納整理を推進する。</p> <p>○ 労働保険と連携し、共通調査事業所の事業所調査の取組を推進する。</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">数 値 目 標</td> <td rowspan="3">保 険 料 収 納 率</td> <td>厚生年金</td> <td>98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</td> <td>96.6%</td> </tr> <tr> <td>健康保険</td> <td>98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</td> <td>94.3%</td> </tr> <tr> <td>船員保険</td> <td>92%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</td> <td>85.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">口 座 振 替 実 施 率</td> <td rowspan="3">口 座 振 替 実 施 率</td> <td>厚生年金</td> <td>84%以上</td> <td>87.3%</td> </tr> <tr> <td>健康保険</td> <td>85%以上</td> <td>88.5%</td> </tr> <tr> <td>船員保険</td> <td>57%以上</td> <td>57.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">計 数 値</td> <td>差押え実施事業所数 (実事業所数)</td> <td>前年度を上回る</td> <td>7,053件</td> </tr> <tr> <td>滞納事業所数</td> <td>前年度を下回る</td> <td>164,545件</td> </tr> <tr> <td>労働保険との 共通調査事業所数</td> <td>前年度を上回る</td> <td>5件 ※年度後半に実施予定</td> </tr> <tr> <td>労働保険との 共通滞納事業所選定数</td> <td>前年度を上回る</td> <td>2,928件</td> </tr> </table>	数 値 目 標	保 険 料 収 納 率	厚生年金	98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保	96.6%	健康保険	98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保	94.3%	船員保険	92%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保	85.2%	口 座 振 替 実 施 率	口 座 振 替 実 施 率	厚生年金	84%以上	87.3%	健康保険	85%以上	88.5%	船員保険	57%以上	57.0%	計 数 値	差押え実施事業所数 (実事業所数)	前年度を上回る	7,053件	滞納事業所数	前年度を下回る	164,545件	労働保険との 共通調査事業所数	前年度を上回る	5件 ※年度後半に実施予定	労働保険との 共通滞納事業所選定数	前年度を上回る	2,928件
数 値 目 標	保 険 料 収 納 率	厚生年金	98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保			96.6%																																
		健康保険	98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保			94.3%																																
		船員保険	92%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保	85.2%																																		
口 座 振 替 実 施 率	口 座 振 替 実 施 率	厚生年金	84%以上	87.3%																																		
		健康保険	85%以上	88.5%																																		
		船員保険	57%以上	57.0%																																		
計 数 値	差押え実施事業所数 (実事業所数)	前年度を上回る	7,053件																																			
	滞納事業所数	前年度を下回る	164,545件																																			
	労働保険との 共通調査事業所数	前年度を上回る	5件 ※年度後半に実施予定																																			
	労働保険との 共通滞納事業所選定数	前年度を上回る	2,928件																																			

4 保険給付事務に関する事項	<p>(1)年金給付の的確な実施</p> <p>【目標】 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>〔数値目標〕 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金 :2か月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内) ・障害基礎年金 :3か月以内 ・障害厚生年金 :3か月半以内 	<p>○ 年金給付に係る処理について、サービススタンダードを踏まえて、迅速化に努めた。</p> <p>○ 障害年金の給付にあたっては、適正な裁定及び迅速な処理に努めた。</p>	<p>○ 好取組事例を地方社会保険事務局にフィードバックするとともに、達成率向上に向けた取組を推進するよう指導する。</p> <p>○ 障害年金の給付にあたっては、引き続き、適正な裁定及び迅速な処理に努める。</p>	数値目標	<p>目標処理期間</p> <table border="1"> <tr> <td>老齢基礎のみ</td> <td>2か月以内</td> <td>92.8%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)</td> <td>59.1%</td> </tr> <tr> <td>老齢基礎・老齢厚生年金</td> <td>2か月以内</td> <td>78.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)</td> <td>47.4%</td> </tr> <tr> <td>遺族基礎のみ</td> <td>2か月以内</td> <td>86.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)</td> <td>60.7%</td> </tr> <tr> <td>遺族基礎・遺族厚生年金</td> <td>2か月以内</td> <td>79.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)</td> <td>57.0%</td> </tr> <tr> <td>障害基礎年金</td> <td>3か月以内</td> <td>89.7%</td> </tr> <tr> <td>障害厚生年金</td> <td>3か月半以内</td> <td>44.0%</td> </tr> </table> <p>注1)20年9月末現在の数値は、20年4月1日以降に受付された請求書のうち、20年9月末までに年金が裁定された総件数に対する目標の達成率である。 注2)障害厚生年金については、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除く前の所要日数での達成率である。但し医師照会のうち著しく判断に時間を要するものは達成率計算から除いている。</p>	老齢基礎のみ	2か月以内	92.8%		1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	59.1%	老齢基礎・老齢厚生年金	2か月以内	78.4%		1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	47.4%	遺族基礎のみ	2か月以内	86.4%		1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	60.7%	遺族基礎・遺族厚生年金	2か月以内	79.0%		1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	57.0%	障害基礎年金	3か月以内	89.7%	障害厚生年金	3か月半以内	44.0%
	老齢基礎のみ	2か月以内	92.8%																																
	1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	59.1%																																	
老齢基礎・老齢厚生年金	2か月以内	78.4%																																	
	1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	47.4%																																	
遺族基礎のみ	2か月以内	86.4%																																	
	1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	60.7%																																	
遺族基礎・遺族厚生年金	2か月以内	79.0%																																	
	1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	57.0%																																	
障害基礎年金	3か月以内	89.7%																																	
障害厚生年金	3か月半以内	44.0%																																	
<p>(2)健康保険の現金給付の適正化</p> <p>【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>〔数値目標〕 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金、出産手当金、出産育児 	<p>○ 健康保険の現金給付に係る処理について、サービススタンダードを踏まえて、迅速化に努めた。</p>	<p>○ 船員保険の現金給付については、好取組事例を地方社会保険事務局にフィードバックするとともに、達成率向上に向けた取組を推進するよう指導する。</p> <p>※ 政府管掌健康保険の現金給付については、平成20年10月からは、全国健康保険協会において実施。</p>	数値目標	<p>健康保険給付</p> <table border="1"> <tr> <td>傷病手当金</td> <td>3週間以内</td> <td>95.1%</td> </tr> <tr> <td>出産手当金</td> <td>3週間以内</td> <td>95.6%</td> </tr> <tr> <td>出産育児一時金</td> <td>3週間以内</td> <td>97.2%</td> </tr> <tr> <td>家族出産育児一時金</td> <td>3週間以内</td> <td>96.8%</td> </tr> <tr> <td>埋葬料(費)</td> <td>3週間以内</td> <td>92.7%</td> </tr> <tr> <td>家族埋葬料</td> <td>3週間以内</td> <td>92.4%</td> </tr> </table> <p>船員保険給付</p>	傷病手当金	3週間以内	95.1%	出産手当金	3週間以内	95.6%	出産育児一時金	3週間以内	97.2%	家族出産育児一時金	3週間以内	96.8%	埋葬料(費)	3週間以内	92.7%	家族埋葬料	3週間以内	92.4%													
傷病手当金	3週間以内	95.1%																																	
出産手当金	3週間以内	95.6%																																	
出産育児一時金	3週間以内	97.2%																																	
家族出産育児一時金	3週間以内	96.8%																																	
埋葬料(費)	3週間以内	92.7%																																	
家族埋葬料	3週間以内	92.4%																																	

	一時金、家族出産育児一時金、埋葬料(費)、家族埋葬料:3週間以内			傷病手当金	3週間以内	96.3%	
				出産手当金	3週間以内	100%	
				出産育児一時金	3週間以内	100%	
				家族出産育児一時金	3週間以内	95.3%	
				葬祭料	3週間以内	96.4%	
				家族葬祭料	3週間以内	97.8%	
				※)20年9月末現在の数値は、20年4月1日以降に受付された請求書のうち、20年9月末までに給付金が決定された総件数に対する目標の達成率である。			
5	【目標】 社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、見直しを実施する。	○ 社会保険業務の業務・システム最適化については、現行システムの機能に係る年金記録問題検証委員会の検証結果及び指摘を踏まえ、詳細設計の前に業務プロセスの見直し等を実施した。 ○ ITガバナンス・新たな年金記録管理システム開発体制の強化を図った。 ・情報システムの総合的な企画及び立案等を行う情報企画調整室を設置した。 ・新たな年金記録管理システムの構築を行う組織として業務・システム最適化推進室を設置した。 ・社会保険オンラインシステム刷新検討委員会を再編し、長官直轄とした。	○ 年金記録問題検証委員会報告書や年金業務・組織再生会議の最終整理を踏まえ、引き続き、業務の細部の検討等を進めた上で、基本設計の修正等の工程を進める。				
6	(1)広報活動の推進 【目標】 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。 〔数値目標〕 生徒に対する年金セミナーの実施率:全中学・高校数の35%以上	○ 平成17年度に作成した「総合パンフレット」(国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントを分かりやすく解説)及び「目的別チラシ」(国民の多様な関心事項に的確に回答)について、平成20年度版を作成した。また、「国民年金・厚生年金被保険者のしおり」を作成して年金手帳送付の際に同封するなど、年金制度の意義役割を周知し、年金制度に対する漠然とした不信感を払拭するための広報を展開した。 ○ 年金教育について、着実な取組を行った。	○ 年度末(2月)に、新聞広告等を利用した集中的な年金広報を実施する。 ○ 中学生及び高校生を対象とした年金作品コンクールを都道府県教育委員会等と連携して、地方社会保険事務局において実施するとともに、各都道府県の優秀作品の中から、さらに最優秀作品の選定を行い長官表彰を実施する。	ホームページアクセス数	8,500万件	5,400万件 (年間計画の63.5%)	
				計画数値	新聞広報の接触率	前年度(29.7%)を上回る	2月に新聞等広報を実施予定
					年金セミナー 中学・高校生対象 大学生対象	35% 前年度(25校(28回開催))を上回る	3.5% 9校(11回開催)

る 事 項	(2)年金相談等の充実に関する事項 【目標】 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。 ねんきんダイヤル応答率については前年度以上となるよう努める。	<年金相談体制の充実> ○ 窓口開庁時間の延長(19時まで)及び平成20年4月12日以降のすべての土日における年金相談を実施した。 ○ 社会保険労務士の協力を得て、市町村、郵便局、農漁協等の身近な場所での年金相談を実施した。 ○ 年金相談電話について、全国3ヶ所のコールセンターに集約した。(平成20年8月1日完了) それに伴い、7月末に6ヶ所、9月末に2ヶ所の年金電話相談センターを廃止した。 ○ 「ねんきん特別便」の送付に対応した電話相談体制として、平成20年度においても、引き続き「ねんきん特別便専用ダイヤル」を実施した。 ○ 平成18年8月21日から実施している年金記録相談の特別強化体制を平成20年度前期においても実施した。 ○ 平成18年10月から実施している年金相談の予約制を平成20年度前期においても実施した。 ○ 「ねんきん特別便」の送付、年金受給が近づいた58歳到達者に対して送付する年金見込額の通知を実施した。	<年金相談体制の充実> ○ 10月及び11月についても、窓口開庁時間の延長及びすべての土日における年金相談を実施する。 ○ 社会保険労務士の協力を得て、市町村、郵便局、農漁協等での年金相談を引き続き実施する。 ○ 年金相談電話について、3ヶ所のコールセンターにおいて一般的な年金相談をお受けする「ねんきんダイヤル」を引き続き実施する。 ○ 「ねんきん特別便」の送付に対応した「ねんきん特別便専用ダイヤル」を引き続き実施する。 ○ 平成18年8月21日から実施している年金記録相談の特別強化体制を引き続き実施する。 ○ 平成18年10月から実施している年金相談の予約制を引き続き実施する。 ○ インターネットを活用した年金個人情報の提供について、現在加入者のみとなっているサービス対象者を受給者へも拡大する。	計 画 数 値	ねんきんダイヤル 応答率 《参考》 「ねんきん特別便専用ダイヤル」応答率	80%	16% (20.4~20.9) 45% (20.4~20.9)
	(3)個人情報の保護及び情報の公開 【目標】 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。	○ 端末操作に当たり、生体情報認証の導入による厳重な管理、アクセス内容の監視、職員に対する個人情報保護研修等を実施した。	○ 引き続き、取組を実施する。	計 画 数 値	個人情報保護研修 受研率	100%	42%
7 保 健 事 業 及 び 福 祉	(1)健康保険の医療費の適正化 【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。 〔数値目標〕 被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検を除く)	○ 政府管掌健康保険及び船員保険のレセプトについて、縦覧点検を中心とした点検を実施した。 ○ 政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者指導について、医療費通知を送付することにより、被保険者等の指導を実施した。	○ 船員保険については、本年10月からレセプト業務を東京社会保険事務局に集約し、引き続き縦覧点検を中心とした効率的かつ効果的なレセプト点検調査及び被保険者指導を実施する。 ※ 政府管掌健康保険のレセプト点検調査、被保険者指導等については、平成20年10月からは、全国健康保険協会において実施。	数 値 目 標	被保険者1人 当たりレセプト 点検効果額 (資格点検を 除く) 外傷 (健康保険) 点検 (平成20年9月 までの半年分 の数値) 被保険者1人 当たりレセプト 点検	439円以上 218円以上 1,279円以上	435円 172円 552円 (年間計画の43.2%)

施設事業に関する事項

- ・ 政府管掌健康保険：
 - 内容点検 439円以上
 - 外傷点検 218円以上
 - (平成20年9月までの半年分の数値)
- ・ 船員保険：
 - 内容点検 1,279円以上
 - 外傷点検 1,353円以上

点検効果額 (資格点検を 除く) (船員保険)	外傷 点検	1,353円以上	453円 (年間計画の33.5%)
----------------------------------	----------	----------	----------------------

計画 数 値	被保険者1人あたり レセプト点検効果額 健康保険(資格点検) (平成20年9月までの半 年分の数値)	1,002円以上	1,047円
--------------	--	----------	--------

(2) 保健事業の実施

【目標】

社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。

特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴い、特定健康診査・特定保健指導を実施するため、被保険者に対する生活習慣病予防健診事業を拡充するとともに、被扶養者に対する健診事業を効率的に実施し、それらの健診結果等に基づき特定保健指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。

平成20年度においては、今後特定健康診査等基本方針で定める実施率(平成24年度において特定健康診査70%、特定保健指導45%)の達成に向けて、特定健康診査40%以上(被保険者・一般健診)、特定保健指導28%以上(被保険者・政管健保)が達成できるよう、平成20年度上半期においては、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。

○ 特定健康診査の実施を踏まえ、生活習慣病予防健診の検査項目に特定健診の項目を追加し、健診実施機関と契約を締結し、生活習慣病予防健診結果に基づく特定保健指導を実施した。また、年度当初に受診勧奨を行うため、ホームページやパンフレット等において事業主や被保険者に対する周知・広報を実施した。

○ 被扶養者に対する特定健康診査については、事業主を通じ特定健康診査受診券申請書と特定健康診査の実施に関するパンフレットを送付し、受診券申請者に特定健康診査受診券を随時発行した。

なお、平成20年9月末までの特定健康診査受診券の発行枚数は約112万枚である。

○ 船員保険については、特定健康診査等基本指針で定める実施率(平成24年度において特定健康診査70%、特定保健指導45%)の達成に向けて、平成20年度において特定健康診査40%以上(被保険者・一般健診)、特定保健指導20%以上(被保険者)が達成できるよう、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。

※ 政府管掌健康保険の保健事業については、平成20年10月からは、全国健康保険協会において実施。

計 画 数 値	特 定 健 診 実 施 者 数	健康保険 (平成20年 9月までの 半年分の 数値)	被保険 者：生 活習慣 病予防 健診	2,437,000人	2,134,244人
		船員保険	被扶養 者	578,000人	60,833人
特 定 保 健 指 導 実 施 者 数	船員保険	健康保険 (平成20年 9月までの 半年分の 数値)	被保険 者	16,060人	8,445人 (年間計画の52.6%)
		被扶養 者	11,860人	973人 (年間計画の8.2%)	
		健康保険 (平成20年 9月までの 半年分の 数値)	被保険 者	185,400人	19,892人
		被扶養 者	28,800人	0人	
	船員保険	健康保険 (平成20年 9月までの 半年分の 数値)	被保険 者	16,026人	197人 (年間計画の1.2%)
		被扶養 者	860人	0人 (年間計画の0%)	

(3) 保健・福祉施設事業の実施

【目標】

社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。

○ 平成20年4月2日の与党社会保障政策会議において、

1. 社会保険病院及び厚生年金病院については、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(RFO)に出資することとする。

2. 出資された病院については、地域医療の確保を図る見地から、個別の病院又は病院群として安定的な経営を図る

○ 社会保険病院及び厚生年金病院(これらに併設されている施設を含む。)を、平成20年10月1日に独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(RFO)に対し出資した。

今後の社会保険病院及び厚生年金病院の取扱いについては、地域の医療体制が損なわれないよう十分配慮しつつ、各般の意見を踏まえながら、適切に検討す

		<p>ことを基本に適切な譲渡先(受皿)を検討し、その確保を図ることとする。との合意がなされたことを踏まえ、RFOへ出資するための準備を行った。出資するにあたり、出資対象施設の不動産鑑定等の実施及びRFOの中期目標の変更等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 終身利用老人ホームサンテール千葉について取扱い方針の検討を行った。 ○ 船員保険福祉施設の整理合理化について、「船員保険事業運営懇談会施設検討小委員会」を開催した。 <p>(参考) ・RFOにおける平成20年度上半期の実績 落札施設数 32 落札金額 29,260百万円 【発足以来の落札実績(累計)】 (平成17年10月1日～平成20年9月30日) 落札施設数 196 落札金額 101,194百万円</p>	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 終身利用老人ホームサンテール千葉についての取扱い方針を策定する。 ○ 船員保険事業運営懇談会等における検討を踏まえ、船員保険福祉施設の整理合理化計画を策定する。 																			
<p>8 業務全般に関する事項</p>	<p>(1)国民サービスの向上 【目標】 ・サービスの向上により、お客様の満足度を向上させる。 ・お客様の視点に立ったサービス実現のため、お客様への情報提供及びニーズ把握を推進し、サービスの改善に反映させる。 〔数値目標〕 「お客様満足度」調査によるお客様満足度：前年同期以上</p> <p>(2)予算執行の透明化 【目標】 予算の執行に当たっても、更に業務の再点検により、低コストの実現、コスト効率の向上に努めるとともに、競争入札等の徹底を図り、予算執行の透明性を向上させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 窓口サービスの満足度に関するアンケート(「お客様満足度」調査)を平成20年7月に実施する計画であったが、年金記録問題への対応のため実施を見送った。 ○ 各地域におけるサービスに対するニーズの把握のため、社会保険事務局にてサービス改善協議会を年3回開催する計画であったが、前期においては、年金記録問題への対応のため、開催しなかった。 ○ 本庁において「調達委員会(平成16年10月設置)」、地方社会保険事務局において「契約審査会(平成17年4月設置)」を開催し、調達の必要性、数量や契約方法等を審査した。 ○ 500万円以上の随意契約を事前に厚生労働副大臣に報告(平成17年1月より)するとともに、100万円以上の調達全般を「公共調達審査会(平成20年3月に随意契約審査委員会を改組)」において審査し、結果をホームページに掲載することとしており、その準備に取り組んだ。 ○ 消耗品の購入、複写機の賃貸借・保守業務及び社会保険事務所庁舎の機械警 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後期においては、「お客様満足度」調査を行う。 ○ 後期においては、サービス改善協議会を社会保険事務局において開催し、サービス改善・充実に向けた取組を行う。 ○ 引き続き、「調達委員会」、「契約審査会」、「公共調達審査会」及び「公共調達監視委員会」における審査、厚生労働副大臣への報告等を通じ、コスト効率の向上及び透明性の確保を推進する。 ○ 引き続き、社会保険事務局における一括調達を推進し、調達案件の集約化、競 	<p>「お客様満足度」調査によるお客様満足度の向上</p> <p>数値目標</p> <table border="1"> <tr> <td>前年同期以上</td> <td>年金相談窓口(全体の満足度)</td> <td>19.1月 89%</td> <td rowspan="2">社会保険事務所への年金記録問題への対応を考慮し、平成20年7月分は未実施。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20.1月 84%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年金相談以外の窓口(全体の満足度)</td> <td>19.1月 87%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>20.1月 82%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>競争入札割合</p> <table border="1"> <tr> <td>100万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合が60%以上</td> <td>60%</td> </tr> </table> <p>調達コストの削減</p> <table border="1"> <tr> <td>調達計画額の10%以上を削減</td> <td>19%</td> </tr> </table> <p>計画数値</p>	前年同期以上	年金相談窓口(全体の満足度)	19.1月 89%	社会保険事務所への年金記録問題への対応を考慮し、平成20年7月分は未実施。		20.1月 84%		年金相談以外の窓口(全体の満足度)	19.1月 87%			20.1月 82%			100万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合が60%以上	60%	調達計画額の10%以上を削減	19%
前年同期以上	年金相談窓口(全体の満足度)	19.1月 89%	社会保険事務所への年金記録問題への対応を考慮し、平成20年7月分は未実施。																			
	20.1月 84%																					
	年金相談以外の窓口(全体の満足度)	19.1月 87%																				
	20.1月 82%																					
100万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合が60%以上	60%																					
調達計画額の10%以上を削減	19%																					

備等において管下の社会保険事務所分を含めて一括調達することや、社会保険事務局で調達している各種帳票の一部について、本庁で一括調達すること(平成18年度より)により、引き続き競争入札を拡大し調達コストの削減を図った。

争入札への移行等を図るとともに、各種帳票の一部について本庁で一括調達することにより、調達コストの削減を促進する。

(3)組織の改革

【目標】

全国健康保険協会及び地方厚生(支)局への業務の移管に伴う組織改編、人員体制の整備及び社会保険庁における内部統制(ガバナンス)の強化や事業管理の確保等を図り、また、社会保険事務所の内部組織の標準化を推進する。

<全国健康保険協会等への業務移管>

○ 平成20年10月1日の全国健康保険協会設立及び地方厚生(支)局への一部業務移管に伴い、組織改編、人員体制の整備を実施した。

<コンプライアンスの推進>

○ 平成20年4月、法令違反通報に係る弁護士による外部窓口を設置した。

<監察機能の強化>

○ 本庁による直接の指揮監督の下、ブロック担当事務局に集約配置した地方社会保険監察官と共同監察を実施した。

○ 事務所監察において、事前通告をしない業務監察を実施し、また、不適正な事務処理の早期発見と是正を重視した適正検査を拡充して実施した。

○ 監察結果に対する改善報告書について、提出後3ヶ月経過した時点での措置状況の報告指示及び指導を実施した。

○ 民間から任用した特別社会保険監察官により、業務監察における監察内容の見直しを推進した。

○ 特定の分野(不正事案発見のための監査手続書等の作成)について、外部委託を実施した。

<人事政策の改革>

○ 事務所長等の幹部職員の広域異動について、新たに56名を実施した(平成19年度までに114名実施)。また、事務所係長・係員クラス等の職員の広域異動について、新たに131名を実施した(平成19年度までに466名実施)。

(※平成20年10月1日現在)

○ 地方職員の本庁への配置数については、87名(36事務局)となっている。他

○ 通報制度の適切な運営、研修の実施等により、引き続きコンプライアンスを推進する。

○ 前期の取組を踏まえ、共同監察・適正検査等に取り組む。

		<p>方、本庁職員の事務局への配置数については、41名(23事務局)となっている。 (※平成20年10月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間人材の社会保険事務所長への登用について、平成20年7月に4名を登用した。(計6名を配置)また、本庁課長補佐クラスとして2名を登用した。 (※平成20年10月1日現在) ○ システム開発部門等への民間人材の採用について、6月までに10名を採用した。(平成18年度～19年度の採用6名と併せ16名を配置) (※平成20年10月1日現在) ○ 社会保険庁人事評価制度実施規程(平成18年社会保険庁訓第10号)に基づき、人事評価を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保険事務所長等管理職について公募を実施し、平成20年12月以降全国で20名程度を採用する。 ○ 引き続き、公募を実施し、平成21年1月以降20名程度を採用する。 ○ 引き続き、社会保険庁人事評価制度実施規程(平成18年社会保険庁訓第10号)に基づき、人事評価を実施する。 	
<p>9 全国健康保険協会への移行に関する事項</p>	<p>【目標】 平成20年10月の全国健康保険協会の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の被保険者等の意見を反映した効果的な保健事業や被保険者サービスの向上など必要な体制づくりを進めるとともに、システム開発など必要な準備を進め、健康保険事業を円滑かつ確実に移行させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康保険委員(健康保険サポーター)の協力により、広報、相談事業等を推進した。 ○ 社会保険庁のホームページへの掲載、チラシ・ポスターの配布、政府広報等による広報を実施した。 ○ 全国健康保険協会の健康保険業務システムについて、プログラム開発及び総合テスト等を行い、それらを踏まえて本番運用リハーサルを実施するとともに、データ移行及びシステム移行を行った。 ○ 全国健康保険協会の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して設立委員会に提出した。 ○ 全国健康保険協会の本部及び支部の設営を行った。 ○ 10月1日全国健康保険協会が設立し、健康保険業務(社会保険庁長官が行う業務を除く。)を承継した。 		

<p>10 日本年金機構の設立準備等</p>	<p>【目標】 平成22年1月の日本年金機構(以下「機構」という。)の設立に向け、機構における組織、業務の運営が円滑に行えるよう所要の準備を進める。</p>	<p>○ 平成20年7月29日に日本年金機構法附則第3条の規定による「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」を閣議決定した。</p>	<p>○ 平成20年11月12日に日本年金機構法附則第5条の規定による設立委員会(第1回)を開催したところであり、今後、設立委員会の検討結果を踏まえ、所要の準備を進める。</p>	
----------------------------	--	--	---	--